

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。大切なお子さんの明るい笑顔を守るため、保護者の皆様のご理解ご協力のもと、本校では「さいたま市立西浦和小学校 いじめ防止基本方針」を設定し、以下のように取り組んでまいります。

### 法的根拠

- 日本国憲法
- 教育基本法
- 小学校学習指導要領
- いじめ防止対策推進法
- さいたま市学校教育ビジョン

### 学校教育目標

**夢がわき 心もはずむ 西小の子**

### 保護者・地域の願い

- ・確かな学力の向上、安全な学校
- 豊かな心とたくましい体の育成

いじめ防止対策推進法＝

子どもたちの笑顔を守る

法律です。

しつけ・教育

子ども

- ・子どものみなさんは、いじめを行ってはいけません。

#### ～西小での具体的な取組～

- ・「西小いじめストップ委員会」を開催し、よりよい学校にするための話し合いをしましょう。
- ・「心と生活のアンケート」などを通し、心の声を大人に伝えましょう。
- ・6月に「いじめ撲滅スローガン」をクラスで考え助け合えるクラスをつくりましょう。
- ・なかよしタイムを通し、いろんな学年にお友達をつくりましょう。
- ・「こころの日」では、講話を聞いたり、「心のノート」に振り返りをしたりして、心を磨いていきましょう。

保護者＝「第一義的責任者」

- ・保護者は、子どもがいじめを行うことがないように規範意識を育てていくとともに、いじめを受けた場合はいじめから保護する責務等があります。

#### ～以下の学校での取組を活用してください～

- ・毎月第3金曜日の教育相談日などで、お子さんの育て方の相談やご自身の悩みを相談してください。
- ・5月に個人面談があります。家庭と学校でのお子さんの様子を比較してください。
- ・授業参観や懇談会に出席し、お子さんの様子や教育に関わる情報の収集の場にしてください。
- ・「いじめに関する保護者アンケート」を随時職員室前に設置しますので、ご利用ください。
- ・携帯安全教室や薬物乱用防止教室等の保護者向けの啓発行事へ参加され、情報収集をしてください。

相談・アドバイス

西浦和小学校 教職員

- ・学校は、いじめの早期発見への取組といじめ発生時の迅速な対応をします。

#### ～西小での具体的な取組～

- ・健康観察等、日頃から児童の観察を行い、変化を見逃さないようにします。
- ・いじめ対策委員会を月1回開催します。
- ・6月に「いじめ撲滅強化月間」を設定し、指導の強化を図ります。
- ・道徳教育を充実させ「思いやりのある子」を育てます。
- ・「人間関係プログラム」で円滑な友達づくりのスキル習得をサポートします。
- ・5・6年生に「いのちの支え合い」の授業を通して、命の尊さを共有していきます。
- ・児童や保護者との面談を積極的に行います。

相談

指導・支援